

国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議（令和2年度第2回） 議事要旨

日 時： 令和2年11月9日（月） 15時33分～17時05分
（経営協議会終了後）

場 所： 大会議室（管理棟3階）

出席者： （学外委員）位田委員（議長）、川端委員、畑下委員、稲盛委員、渡邊委員
（学内委員）清水委員、等委員、村上委員、桑田委員

欠席者： （学内委員）室寺委員

陪席者： 西田総務企画課長、林同課長補佐

議 題：

○確認事項

1. 学長選考会議（令和2年度第1回）議事要旨について

位田議長から、資料1に基づき、前回の学長選考会議（令和2年度第1回）における審議結果等について報告があり、了承された。

2. 学長候補者の選考方法のあり方について

位田議長から、資料2-1～8及び参考1・2に基づき、前回の学長選考方法について説明があり、次期の学長選考は5年後であるが、今回の学長選考過程において7件の意見提出にとどまった意見募集手続やその他選考方法全体について、今回の選考過程についての記憶が新しいうちに、各委員の意見並びに課題及び改善を要する点等を確認し、次回の選考の参考としたい旨説明があった。

引き続き、各委員から選考方法についての意見等が述べられ、議論が行われた。主な意見等は、次のとおりである。

- ・ 意向投票があっても良いと考えているが、投票でなく意見募集という方法をとるのであれば、推薦資格者だけでなく、全学の教職員の意見を求めてはどうか。重要なのは、学長選考過程の透明性である。
- ・ 意見の提出がごく少数に留まったことに悄然とした。何か意見を出しにくい雰囲気があるのか。改善の余地があるか。学長選考に対する教職員

の意識の問題なのかもしれない。

- ・提出された意見の選考への反映方法が、不明確だったのではないか。教職員に、学長選考に対する関心があるのかどうか、わからない。
- ・所信表明演説会の参加者及び質問が少なかったことについて、教職員の関心が低かったことを懸念する。
- ・意向聴取投票の場合は、票数による順位しか参考にすることができなかったことから、学長候補適格者に対する多様な意見を参考にすることができる電子メールでの意見募集への変更は、有意義であったと考える。
- ・しかしながら、意見の提出数が極めて少なかったことは課題である。また、質問調の意見への対応方針も検討を要する。
- ・意見が少数にとどまった理由として、学長選考会議が主体的に学長を選考するという理念に係る教職員の理解が進んだ一方で、意見を提出することへの意義は低いとの印象を抱かせた可能性が考えられる。
- ・意見募集対象者への周知方法、意見の提出方法等に工夫を要する。意見募集という方法が、学内によく伝わっていなかったのではないか。多様な手段で、何度もアナウンスすべきであったと思われる。
- ・意見募集の周知方法等については、反省の余地があるかもしれない。
- ・意見の提出方法については、学長選考会議における資料では匿名化されるものの、電子メールの提出先である総務企画課総務係の事務担当者には意見提出者が容易に判別できることから、抵抗感があった可能性が想定される。記名は必要だが、選考会議に意見者名が出ないことについて周知する必要がある。抵抗感がない形の意見募集が必要と考える。
- ・意見の提出方法を電子メールのみとしたことの是非について、検討を要する。
- ・電子メールではなく、公開質問のような方式はどうか。学長選考会議がそこで出てきた意見を集約して、候補者に質問を投げかけるような問答形式はどうか。
- ・「求める学長像」についても意見募集をするべきではないか。
- ・求めたい具体的学長像についてまず意見募集のうえ、学長選考会議が「求める学長像」を策定し、所信表明後に2回目の意見募集を行うようにすると、選考に参加している意識が高まり、意見が集まりやすいのではないか。
- ・推薦方法を見直し、記名による推薦としてはどうか。今回の意見募集では、提出された意見が一方の候補に対するもののみ偏ったことから、学長候補の推薦人を記名とし、選考会議で推薦人を明らかにして選考することにより、双方の候補に関する意見が明確になるのではないか。

- ・前回の学長選考においては、学長選考会議として検討できることは全て対応したとの思いがある。
- ・主体的な学長選考を担う重責を感じながら、十分に議論を尽くして選考に臨むことができたと考える。

なお、陪席の西田総務企画課長から、学長選考法の変更及び意見募集手続について行った学内アナウンスの機会や回数、意見募集対象者数、ASTRUX (Web 文書管理システム) の学長選考関係文書へのアクセス数調査結果等について、資料に基づき説明があり、とくに意見募集対象者に比して、学長選考日程、学長候補被推薦者名簿、各候補の経歴等の書類へのアクセス数は相当程度に上ることの説明があった。

○協議事項

1. 学長の業務執行状況の確認方法について

協議に先立ち位田議長から、資料3に基づき、学長の業務執行状況の確認については、従前は2年毎(学長就任後2年度目と4年度目)に実施していることや、その確認事項・内容等について説明があった。

引き続き、位田議長から、学長選考会議は選考責任の明確化のために、場合によっては解任の可能性まで含めて、学長の業務執行状況を確認することが求められていることから、学長の業務執行状況の確認周期を毎年度に改めるとともに、学長就任後1～5年度目については翌年度の6月に、6年度目については当該年度末にそれぞれ実施することについて提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

なお、確認事項・内容等については、1年間の業務実績の報告、学長選考基準として定めた「本学が求める学長像」との整合性、本学の将来像に対する見解等さまざまな意見が提起され、議論の結果、継続審議とすることが了承された。

○その他

1. その他

位田議長から、次回の学長選考会議を令和3年3月29日(月)に開催予定の経営協議会終了後に開催すること、今回継続審議となった学長の業務執行状況の確認事項・内容等を当該会議における協議事項とすることについて提案があり、了承された。

以上